

名古屋大学大学院人文学研究科における人間を対象とする調査・実験に関する研究倫理審査内規

(目的)

第1条 この内規は、名古屋大学大学院人文学研究科における人間を対象とする調査・実験に関する研究倫理審査の方法を定めることを目的とする。

(研究倫理審査の目的)

第2条 研究倫理審査は本研究科における研究計画が研究倫理規程（以下、「規程」という）及びその他の法令等に適合しているか審査することを目的とする。

(研究倫理審査の主体)

第3条 研究倫理審査は運営委員会（以下、「委員会」という）が実施する。

2 委員会は個々の申請に対する審査に際して、必要に応じ委員会構成員以外の教員を審査委員として加えることができる。

(研究計画の審査及び承認)

第4条 研究者が規程に則って研究倫理審査を受けようとするときは、様式1に必要事項を記入し、原則として研究に用いる同意書を添付した上で、委員会に審査を依頼しなければならない。

2 委員会は、申請書を受理した後、原則として1か月以内に審査を終了し、研究者に審査結果を文書等で通知するものとする。

3 委員会は、研究計画の審査に関連して必要があると認めるときは、研究者に追加の資料の提出を求め、又は口頭による説明を求めることができる。

4 委員会は、研究計画がこの内規等の基準を満たさないと判断するときは、当該研究計画の一部又は全部について研究者に変更を求め、又はその実施を承認しないことができる。研究計画の承認、研究計画変更の要請、その他の決定は、文書等により研究者に通知するものとする。

5 研究者は、承認を受けた研究の申請書や同意書に記載した事項から逸脱する研究を実施しようとする際には、改めて申請を行わなければならない。

6 研究者は、委員会の決定に不服があるときは、様式2により、委員会に再審査を求めることができる。

(研究の安全管理)

第5条 研究者は、研究の実施に当たって重大な障害が発生し又は発生する恐れがあるときは、必要な措置を講ずるとともに、様式3により、直ちに委員会に報告しなければならない。

2 委員会は、研究者に対して研究について報告を求め、講ずべき措置を助言又は指示することができる。

(研究科教授会への報告)

第6条 委員会は、研究計画又はその変更の申請及び承認の状況、研究実施時に発生した障害及び講じた措置その他委員会の決定について、研究科教授会に報告するものとする。

(雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、研究倫理に関して必要な事項は研究科教授会の議を経て研究科長が定める。

附 則

この内規は、令和元年5月15日から施行する。